

# 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

## 安全衛生理念

当社は、事業活動のあらゆる面で、働くすべての人及び作業によって安全と衛生を優先に考え、活動します。

## 安全衛生方針

1. 事業場における危険又は有害要因を特定し、リスク(危険源)低減活動を図ります。
2. 労働安全衛生・道路交通法に関する法律及び社内規則・協定等を遵守します。
3. 全社員の協力を得て、自主的な安全衛生活動に積極的に取り組み、継続的な改善・維持向上に努めます。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムの適切性、妥当性、有効性について定期的にチェックし、見直しを行ないます。
5. 全社員及び協力会社に対し、必要な教育・啓蒙活動を通じて労働安全衛生の質的向上に務めます。
6. 労働安全衛生方針は、求めに応じて一般に情報公開します。

### 《安全活動の骨子》

1. 労働災害隠しは絶対にしない。
2. どんなに小さな事故でも再発防止対策を徹底させる。
3. 事故災害情報の共有化を図り、類似事故防止対策を全社で迅速に横展開する。
4. 抑止活動として、OSHMSの展開と併せ安全教育、危険予知訓練(KYT)ヒヤリハット提案の活性化を図る。

### 《衛生活動の骨子》

1. 労働者の健康の保持増進を図るための定期健康診断の100%実施。
2. 労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進を図る。
3. 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものの実施と運営。

心身とも健康な社員があつて、会社はお客様に高い満足度を提供でき健康こそが、全ての入り口であり、『いきいき健康企業』を宣言し諸施策を講じる。

注：本件につきましては、西暦表記としています。 制定 2002年4月1日  
1月～12月での報告となります。 見直し 2017年6月1日

## 2. 輸送の安全に関する 目標及びその達成状況

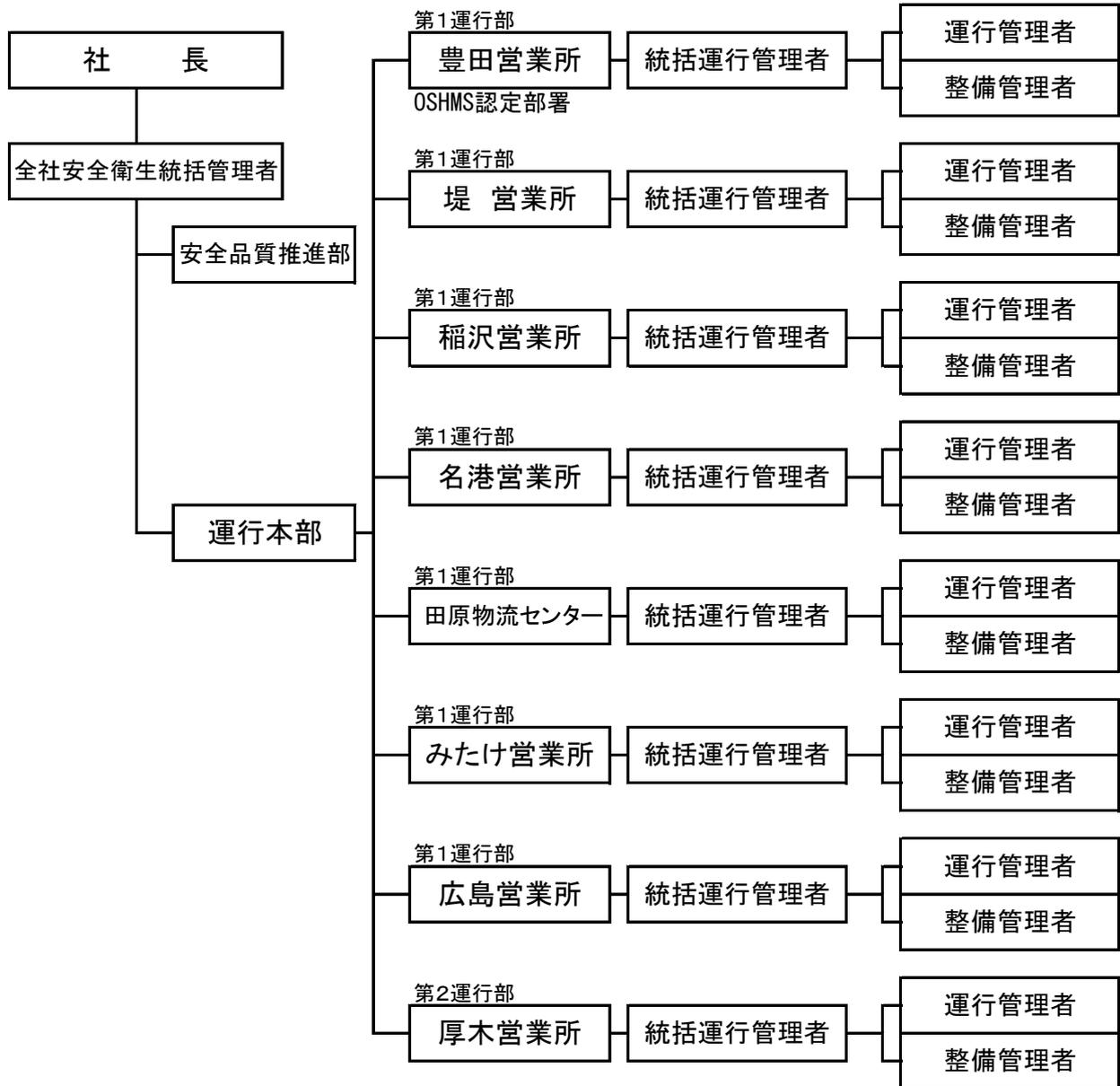
項目	2016年度の実績	2017年度数値目標
重大交通事故件数	0 件	0 件
重大労災事故件数	0 件	0 件

2016年  
自動車事故報告規則第2条に規程する  
事故発生件数は0件でした。

### 3. 自動車事故報告規則に規定する 事故に関する統計

2016年 自動車事故報告書提出実績	
事故種類別	件数
転覆	0件
転落	0件
路外逸脱	0件
火災	0件
踏切	0件
衝突	0件
危険物等	0件
健康起因	0件
車両故障	0件
その他（前各項目に該当しないとき）	0件

# 4. 輸送の安全に関する 組織体制及び指揮命令系統



見直し 2017年6月1日

## 5. 輸送の安全に関する重点施策

### 《2016年度重点施策》

- (1) コンプライアンス・ルール順守の徹底
- (2) 安全な「人・作業・職場」づくりの推進
- (3) マネジメント手法を活かした再発・未然防止活動
- (4) 必要能力及び力量の把握での教育指導の見直し検討

### 《2016年度重点取り組み実績》

- (1) 健全な会社として、法令遵守すると共に現状把握と改善を図る。
  - 法令遵守・・・コンプライアンス分科会での重要性認識が常に図れた  
・改善告示1366号内容を元に改善活動が活性化できた
- (2) 安全・安心を視점에置き、現状把握と問題点把握(残留リスク)から改善を図る。
  - 安全衛生計画の手法としてOSHMSの基本としてのリスクアセスメントが浸透してきた
  - 現地・現物・現状確認を重要視した活動となってきた
- (3) 管理監督者の知識・技能向上を図る。
  - 各種マネジメントシステムを包括的に運用できる仕組みづくり。
  - OSHMS他ISO等のマネジメントシステムの構築中に留まった
  - 知識・技能向上として、管理者のOSHMS内部審査員研修会参加により40名の内部審査員の養成ができた
- (4) 各部署の機能、役割、業務内容等の見直しを実施。
  - 仕事をする所属員の安全衛生教育内容及び運用の見直し実施。
  - 各種マネジメントシステムの要求内容から、仕事のやり方の見直しとしたが、継続的なマネジメントシステムが必要となり、構築中に留まった

## 6. 輸送の安全に関する計画

### 《2017年度重点施策》

- (1)コンプライアンス・ルール順守の徹底(継続)
- (2)安全な「人・作業・職場」づくりの推進(継続)
- (3)安全・品質向上活動
- (4)必要能力及び力量の把握での教育指導の見直し検討(継続)

### 《2017年度重点取り組み計画》

- (1)健全な会社として、法令遵守すると共に現状把握と改善を図る。
- (2)安全・安心を視点に置き、現状把握と問題点把握(残留リスク)から改善を図る。
- (3)管理監督者の知識・技能向上を図る。  
各種マネジメントシステムを包括的に運用できる仕組みづくりと現場運用。
- (4)各部署の機能、役割、業務内容等の見直しを実施。  
仕事をする所属員の安全衛生教育内容及び運用の見直し実施。



## 8. 輸送の安全に関する 教育及び研修計画と実績

### 2016年度 教育及び研修の計画と実績

実施項目	担当部署	関係部署	計画		実績	
			1期 (1~3月)	2期 (4~6月)	3期 (6~9月)	4期 (10~12月)
①管理監督者教育 (職層に応じたスキルアップ)	管理部	全部門	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
②年4回の乗務員教育 (研修会)	管理部	全部署	2月(済)	5月(済)	9月(済)	11月(済)
③月1回のグループ ミーティング	運行部	全乗務員	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
④新人・未経験者の 個別教育	教育センター 運行部	全部署	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
⑤OSHMS(ISO含む)の 運用確認と指導	安全品質 推進部	全部署	2月(済)	5月(済)	9月(済)	11月(済)

内 容	評価
①管理監督職のスキルアップ教育を計画に沿って実施。□	△
②年初に全社方針説明会(2月)と研修会(5月・9月・11月)を全営業所において計画通り実施。	○
③毎月1時間のミーティング時間と定め危険予知、ヒヤリハット、リスクアセスメントを計画に沿って実施。	○
④社内教育センター専門講師による交通事故防止知識と技能アップの為の車両添乗指導及び、フォークリフト技能教育及び災害防止の教育を都度実施。□	○
⑤会議体等での各部署の進捗確認及びフォローを実施。□	△

### 2017年度 教育及び研修の計画

実施項目	担当部署	関係部署	計画		実績	
			1期 (1~3月)	2期 (4~6月)	3期 (6~9月)	4期 (10~12月)
①管理監督者教育 (職層に応じたスキルアップ)	管理部	全部門	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
②年4回の乗務員教育 (研修会)	管理部	全部署	1月(済)	5月(済)	9月( )	11月( )
③月1回のグループ ミーティング	運行部	全乗務員	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
④新人・未経験者の 個別教育	教育センター 運行部	全部署	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
⑤OSHMS(ISO含む)の 運用確認と指導	安全品質 推進部	全部署	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶

内 容	評価
①管理監督職のスキルアップ教育を計画に沿って計画通り実施中。□ 特に、リスクアセスメント手法の活用	
②年初全社方針説明会兼研修会(1月)と研修会(5月・9月・11月)で、全営業所で乗務員・作業員他を対象に安全教育をへの計画実施中。	
③毎月1時間のミーティング時間と定め危険予知、ヒヤリハット、リスクアセスメントを計画。	
④社内教育センター専門講師による交通事故防止知識と技能アップの為の車両添乗指導及び、フォークリフト技能教育及び災害防止の教育を都度実施中。□	
⑤会議体での事例展開及び検討・決定して標準化を図ると共にフォロー実施中。□	

運輸安全マネジメント

8. 輸送の安全に関する教育及び研修計画と実績

## 9. 輸送の安全に関する 内部監査計画と実績

### 2016年 内部監査計画と実績

#### 当初計画

1. 内部監査の実施(10拠点) … 2回/年 5月、10月 (フォローアップ監査) □ □  
※見直し→豊田(営)他2拠点現地実施、他書類確認 … 豊田(営)2回/年 他1回/年
2. 重大交通事故、重大労災事故 … 準重大事故も含み発生時は、経営会議・委員会で報告、再発防止を検討・実施する。

#### 実績

1. OSHMS認定、ISO系マネジメント認証要件事項に運輸安全マネジメントとしての□  
要件事項が重複していることもあり、各種マネジメント要求事項を統合的に  
調査し評価しています。  
①課方針書、②安全衛生方針書(OSHMS)、③Gマーク(ISO9001)、④グリーン  
経営(ISO14001)等の要件事項を網羅。
2. 重大交通事故、重大労災事故の発生はありませんが、準災害につながる  
事故案件について実施。

### 2017年 内部監査計画

1. 内部監査の実施(10拠点) … 2回/年 5月、10月 (フォローアップ監査) □ □  
※50名以上在籍、重大事故・労災発生拠点 2回/年 他1回/年 実施  
・各種マネジメントのマニュアル内容の見直し検討…2018年へつなげる

## 10. 輸送の安全に関する予算の実績額

### 2016年 投資額及び投資実績

投資額(予算) 2,000万円

#### 投資項目

- ・安全に係る教育・研修費  
(管理監督者、小集団活動、添乗指導教育他  
各種マネジメントシステム取得に係る関係教育) 1,980万円
- ・安全に係る備品購入費 100万円

総額 2,080万円

### 2017年 投資額及び投資計画

投資額(予算) 2,000万円(年初)

#### 投資項目

- ・安全に係る教育・研修費  
(管理監督者、小集団活動、添乗指導教育他  
各種マネジメントシステム取得に係る関係教育) 1,800万円
- ・乗務員運転一般診断受診費用 150万円  
運行管理者の適性診断活用講座受講費用 ※当初予定の助成金  
打切りによる追加費用
- ・安全に係る備品購入費 100万円

2017年5月見直し額…総額 2,050万円

# 安全管理規程

## 株式会社ユーネットランス安全管理規程

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、貨物運送事業法(以下「法」という。)第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。  
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及びビジネスパートナー（協力会社）が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
  - 3 ビジネスパートナー（協力会社）を利用する場合にあっては、ビジネスパートナー（協力会社）の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、ビジネスパートナー（協力会社）と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、ビジネスパートナー（協力会社）の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

（輸送の安全に関する重点施策）

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を適切かどうか常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

#### 一 安全統括管理者

- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 営業所長及び拠点長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管轄及び拠点内を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部監査を行い経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第十九条 この規程は、平成18年10月1日から実施する。